

広島県告示第五百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十七年十月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十七年十月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

世羅甲田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
世羅郡世羅町大字賀茂字女郎塚山九九〇番三 一地先から 世羅郡世羅町大字賀茂字福田寺山九八〇番地 先まで	七・二〇〇 九・四〇〇	一・一〇〇〇 二〇・〇〇〇		一一〇・〇〇〇	幅員減少 不用物件延長 メートル